



さわやか収集事業のお知らせ

介護保険サービスや障害福祉サービスを利用している方で、集積所までごみを持って行くことが出来ない世帯を対象に、自宅を訪問してごみを収集するサービス（さわやか収集事業）を実施しています。

（※親族や近隣住民、地域のボランティア等の協力が得られる方は対象になりません。）

◆対象者◆

次のいずれかに該当する方

（１）本人及び同居家族全員が要介護（支援）認定を受け、介護保険サービスの訪問介護（ヘルパー）を利用している世帯

（２）本人及び同居家族全員が障害者支援区分の認定を受け、障害福祉サービスの居宅介護（ヘルパー）を利用している世帯

◆対象のごみ◆

燃えるごみ 燃えないごみ 資源物 粗大ごみ（裏面参照）

※引っ越しや施設入所、リフォーム等による廃棄物は対象外となります。

◆内容◆

収集員が自宅を訪問してごみを収集します。

※玄関先までごみを搬出していただく必要があります。



◆利用料◆

無料（燃えるごみと燃えないごみは、市指定ごみ袋に入れてください）

※粗大ごみは１点につき１枚５００円の「粗大ごみシール」が必要です。

◆申込方法◆

担当ケアマネジャーに相談の上、利用申請書等を高齢介護課へ提出してください。

申請後、環境センター職員がご自宅へ訪問し、事業の説明や収集方法について説明します。

※粗大ごみのみを収集をしていた、ふれあい収集事業は令和８年３月３１日で廃止となります。

《お問い合わせ・申請窓口》

土岐市役所 高齢介護課 高齢者係 ☎54-1356



ごみの区分 **ごみの種類** **出し方**

燃えるごみ

週2回

指定ごみ袋に入れてください

プラスチックごみ
洗剤などの容器・発泡スチロールなど

CD・DVD

ゴム・皮革製のごみ **布団・シュートン**

生ごみ・台所ごみ

生ごみは袋詰め・コンポストの購入を促しています。
購入費約500円あります

〇生ごみは、よく水切りをしてください。
〇木くず・木製品は、長さ1m、厚さ10cm以下に切ってください。
〇食品トレイは販売店の店頭回収、又は各支所等の回収ボックスへ。
〇ダンボール・新聞・雑誌・雑紙は、屑物になります。

燃えないごみ

月2回

指定ごみ袋に入れてください

金属くず
スプレー缶・やかん
フライパンなど

ガラスくず
飲食用びん以外の
ガラス・ガラス製品

鏡

陶磁器くず

ジュース・ビールなどの金属ふた

電子レンジ **木製以外の家庭用品・器具** **家電製品(小型)**

オープン **小型掃除機**

小型モーター

〇飲食用のびん・缶(油等で汚れていないものは、資源物に出してください)。
〇スプレー缶や、カセットボンベ・ライター等は中身を必ず使い切ってください。穴あけは不要。
〇危険なもの(ガラス・カミソリ・包丁など)は必ず安全な方法で出してください。
〇傘の布地・ビニールは、必ずして「燃えるごみ」、骨組は「燃えないごみ」に出してください。

資源物

月1回

表の分類ごとに分別してください

リターナブル類	一升びん、ビールびん
びん類	ドリンクびん、酒びん、調味料びん等
缶類	ジュースやビール、缶詰などの飲食用の缶(4リットル程度まで)
紙類	新聞・チラシ 雑誌類 ダンボール 雑紙(食品・菓子の紙箱・包装紙など) 牛乳パック
繊維類	古着、布きれ、ぼろ布、毛布(電気毛布は除く)
ペットボトル	△マークがついているもの(飲料用、調味料用)

〇びん類・缶類はキャップを取り、中を水洗いしてください。
〇リターナブルびん類は、できる限り販売店へ返してください。
〇飲食用びん以外のびん・ガラス製品・陶磁器製品は燃えないごみに出してください。
〇紙類は、種類ごとに縛ってください。
〇ダンボール箱に新聞・雑誌を入れて出さないでください。
〇ペットボトルは、キャップを取り、中を水洗いしてください。

つぶしたりラベルを取ったりする必要はありません。きれいなキャップは市役所・各支所・泉公民館・泉西公民館でリサイクル回収しています。

〇資源物は、指定ごみ袋に入れる必要はありません。

粗大ごみ

月1回指定の日

電話で環境センターへ申し込んでください

粗大ごみシールを貼ってください

自転車 **金属製の家具・器具(中型)**
※指定ごみ袋(大)に入らないもの

〇毎月1日～14日の環境センター業務日に電話(55-3325)で申し込み後、「粗大ごみシール」を取扱店で購入し、必要事項を記入のうえ、粗大ごみ1点につき1枚を貼って指定日に指定ごみステーションに出してください。
「粗大ごみシール」は1枚500円です。
〇重さ50kg程度以上のものは、収集できません。
〇木製品は、壊して不燃物と分別し、燃えるごみ、燃えないごみに出してください。

資源物(随時) **食品トレイ・エコキャップ** 市役所・各支所・泉公民館・泉西公民館屋外設置の回収ボックスに出してください。

有害ごみ(随時) **電池類(リチウムイオン電池を含む)**

木くずの処理業者 **ウッドフューエル土岐株式会社 ☎44-9092 土岐市肥田町肥田2247-17**

家電リサイクル法対象品

冷蔵庫・冷凍庫	エアコン	購入または買替えされた販売店での引取りとなります。	販売店で引取りされない場合は右の業者が対応します。	(株) 愛幸商店 ☎55-5072
テレビ	洗濯機・衣類乾燥機			衛藤産業(株) ☎44-8150
家電リサイクル券センター ☎0120-319640				(有) ダイセン ☎55-7181
				(株) 橋本 ☎0574-63-1111

市のごみ集積場に出せないごみ

パソコン	製造メーカーにリサイクル依頼をして処分してください。(詳しくは家電販売店等にお尋ねください。)		
多量なごみ	直接、環境センターへ持ち込むか、上記の許可業者へ依頼してください。(引越しゃかたづけ、廃木の手入れなど。)		
事業から出る一般廃棄物(会社・商店など)	直接、環境センターへ持ち込むか、上記の許可業者へ委託してください。	50kg ごとに	300円
産業廃棄物	事業者が自己処理することが原則です。(環境センターで承認を受けたものだけ直接搬入できます。)		500円

市で収集・処理できないもの

タイヤ バッテリー スプリング入りマットレス・ソファ バイク 温水器 薬品・農薬 酒火器 漆料・オイルの入った缶

※その他農機具・ガスボンベ・ドラム缶・大型モーター・エンジンなど、処理が困難・危険なもの。
※スプリング入りマットレス・ソファは、布地とスプリングを分別された場合、搬入できます。

環境センターで処理できません。購入先などに引き取ってもらってください。